明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁六〇～七七）　一
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事完了、土地家屋調査士名簿登録等関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四五
会社その他
会社決算公告　四七

告示

○文化庁告示第六十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年八月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　いっぴきののねずみ　不明　六五、九八八円

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学研教育みらい（代表取締役社長　宮原雄一）

三　利用方法

①　月刊誌において二八、五〇〇部複製し、本体価格三四三円で公衆に譲渡する。

②　株式会社学研教育みらいのウェブサイトにおいて、一年間無料でストリーミング形式の公衆送信を行う。

○文化庁告示第六十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年八月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　もし神が忘れたら　不明　左記三①の利用について一〇、一七〇円　左記三②の利用を行う場合、一、〇〇〇部ごとに一〇、一七〇円

二　利用者の住所及び氏名　神奈川県川崎市中原区上小田中五丁目九番地三五号四〇五号室　オリーブ（代表　小柳永子）

三　利用方法

①　自作楽曲と共にＣＤ「支えられて」（仮題）及び同ＣＤ添付の歌詞カードにおいて複製し、一、〇〇〇部を定価一、八〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

②　①に加えて必要に応じて一、〇〇〇部を単位として追加で複製し、公衆に譲渡する。

○文化庁告示第六十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年八月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　長門型四十一センチ主砲の発射手順　田代軍寿郎　七七、三五一円

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学研パブリッシング（代表取締役社長　中村雅夫）

三　利用方法　書籍において一八、〇〇〇部複製し、本体価格二、二六八円で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第六十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成二十七年八月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年十一月十二日

文化庁長官　青柳　正規